



第2章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、平成15（2003）年3月に制定した「甲府市男女共同参画推進条例」において、次の6つの基本理念を掲げています。本計画は、この基本理念に基づき、豊かで活力ある社会を築いていくため、市民一人ひとりがお互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく社会のあらゆる分野において、だれもが個性と能力を発揮することができる社会の実現に向けた本市の基本的な考え方や方向性を定めるものです。

【甲府市男女共同参画推進条例の基本理念】

1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。

2 社会における制度又は慣行についての配慮

社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。

3 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、市における施策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

4 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。

5 生涯にわたる健康と安全の確保

男女が、それぞれの性について理解を深めることで、性と生殖に関し、互いの意思が尊重され、生涯にわたる健康と安全が確保されること。

6 国際的協調

男女共同参画の推進に向けた取組が、国際的協調の下に行われること。



【甲府市男女共同参画推進条例における各主体の責務】

＜市の責務＞

市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

市は、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携し、及び協力して男女共同参画の推進に関する施策を実施するものとする。

＜市民の責務＞

市民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

＜事業者の責務＞

事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組み、男女が共同して事業活動に参画することができる体制及び職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 計画のキャッチフレーズ

本計画の目指す姿や理念を市民にわかりやすく伝えるため、本計画のキャッチフレーズを以下のとおり定めます。

あなたも、私も、だれもが自分らしく生きるまち

